

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製 品 売価還元原価法による

②原材料 最終仕入原価法による

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物並びに器具及び備品 定額法

リース資産 該当なし

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

②賞与引当金

夏期賞与に係る金額のうち当該会計年度の負担に属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3号様式、第2号第3号様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内訳

ア 掛川工房つつじ拠点区分

- ・法人本部
- ・掛川工房つつじ
- ・さざんか

イ あいあい学園拠点区分

- ・あいあい学園
- ・ほっと

ウ ほほえみ拠点区分

- ・ほほえみ

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	149,122,242	53,389,482	19,725,549	182,786,175
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	150,122,242	53,389,482	19,725,549	183,786,175

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
建物（基本財産）	572,174,055	389,387,880	182,786,175
建物	3,364,309	2,434,002	930,307
構築物	5,561,560	1,530,944	4,030,616
車輛運搬具	25,808,279	20,330,665	5,477,614
器具及び備品	39,699,177	16,071,261	23,627,916
合 計	646,607,380	429,754,752	216,852,628

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし